

テントの貸し出しについて

1. テントの貸与期間（貸出期間）について

テントの貸与期間（貸し出し期間）は、1日単位での貸与（貸し出し）が基本となります。

2. テントの利用料金について

テントの貸与（貸し出し）は、無料です。ただし、故意に破損させた場合などは、弁償していただくこととなりますので、ご注意ください。

3. テントは

テントは使用方法を間違えると大事故につながります。強風時、落雷時等、現場担当者が責任を持って管理指導してください。また、設置時の事故にも気をつけてください。

（使用方法がよく分からない場合は係員までお申し出ください。ご説明します。）

4. テントの返却について

テントの返却は、元の通りに脚をまとめ、貸与場所（貸し出し場所）まで返却してください。返却時には、係員の確認を受けてください。

最近、天幕や脚の返却間違いが増えております。

返却前に、脚の数や組み合わせについて確認をお願いします。

皆さんが気持ちよくご利用できますよう、使用方法・返却期限等マナーを守って正しくご使用ください。ご協力をお願いします。

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会

総務福祉課生活支援係

TEL 0283-22-8136

FAX 0283-22-8199